

教育子ども委員会報告資料

報告第46号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P 1

報告第47号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P 2

令和 3 年 12 月
教 育 委 員 会

報告第 46 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、令和 3 年 9 月 21 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

個人が特定される情報については掲示していません。

学校給食費請求事件

2 訴えの相手方

個人が特定される情報については掲示していません。

3 請求の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、滞納学校給食費金 304,124 円を支払え。
- (2) 相手方は、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、令和 3 年 7 月 7 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めて訴えの提起があったものとみなされたものである。

報告第 47 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については掲示して おりません。	円 98,627	令和3年 3月2日	令和3年 9月16日
個人が特定される情報 については掲示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情 報については掲示して おりません。	421,853	令和3年 4月12日	令和3年 9月21日